

川崎市告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

令和7年10月31日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 施術（柔道整復）の部 指定（新規・開設）

指定番号	指 定 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	施術者指名
川ー5535	令和7年9月2日	H a p p i n e s s 整骨院 多摩区登戸2141 ラ・グート・ヴェールト7F	塚本 幸路